

# 和歌山県新興感染症対応力強化事業補助金

## 募集要領

### 〔事業計画書・受付期間〕

令和6年4月3日（水）～令和6年5月13日（月）

### 〔提出先・提出方法〕

メール：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

「健康推進課 感染症対策班」あて提出

- \*メールのみの募集になります。
- \*データは、本要領で様式を定めている資料のみ提出してください。その際、押印が必要な様式はPDF化し、その他の様式はPDF化せず元のファイル形式のまま送信してください。
- \*交付申請書等の提出については、国から正式な要綱が通知され次第、別途事業計画書等のご提出をいただいた医療機関に個別にご案内させていただきます。

### 〔お問い合わせ先〕

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班

TEL：073-441-2643（県の休日を除く 9:00～12:00、13:00～17:45）

FAX：073-428-2325

MAIL：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

令和6年4月

和歌山県

## I 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「法」という。）に基づき、和歌山県と医療措置協定（法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的に、協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する費用を補助します。

## II 補助事業の内容

### 1 補助の対象者

法第 36 条の 3 の規定に基づき、和歌山県と協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者

- \* 事業計画書提出までに協定締結（個人防護具の備蓄に係る項目を定めていること。）をしている施設が対象。
- \* 個人防護具は新型コロナウイルス感染症流行期（令和 4 年 12 月）の 1 か月分当たりの所要量の 2 倍以上備蓄すること。

### 2 補助対象事業

- (1) 法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する病院、診療所が実施する施設整備事業
- (2) 法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所が実施する施設整備事業
- (3) 法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業

### 3 補助対象経費

- ・ 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する 工事費又は工事請負費

\* 詳細は別添「和歌山県新興感染症対応力強化事業補助金 QA」をご参照ください。

#### <補助対象とならない経費>

- (1) 土地の取得又は整地に要する経費
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する経費
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する経費
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費
- (5) その他の整備費として認められない経費（例：個人防護具の購入費用等）

#### 4 補助事業期間

県の内示日 ～ 令和7年2月28日（金）

\* 上記期間内に、発注、着工から履行完了（完成検査、工事目的物引渡、工事請負費等の支出）までの一切の手続きが全て終了している場合のみ補助対象となります。

#### 5 補助金の額

補助対象経費を合計した金額の 10/10 以内

（※ただし、以下の単価上限及び県からの内示額を超えた分は申請者の負担となります。）

・ 対象面積 1 m<sup>2</sup>当たり 基準単価 239,300 円（予定）

\* 国の交付要綱が確定後、正式にご案内させていただきます。

#### 6 留意事項

- 本事業を実施する医療機関は、まず事業計画書の提出により、事前に県に協議のうえ、国の採択に基づく 県からの内示を受けた後、事業に着手してください。
- 事業計画書の提出日までには、法第36条の3の規定に基づく和歌山県と協定締結を行ってください。また、当該協定締結の内容として、個人防護具の備蓄に関する項目（新型コロナウイルス感染症流行期（令和4年12月）の1か月分当たりの所要量の2倍以上の個人防護具の備蓄）を定めていることが必須となります。これらが満たされない場合は、当該補助金の交付対象外になります。
- 内示があった後は速やかに事業に着手いただき、必ず令和7年2月28日までに全ての補助事業内容（工事完成、完成検査、引渡し、工事代金支払等）を完了させてください。
- 本事業は国の採択があったもののうち、県予算の範囲内で基準単価を上限としての交付となるため、満額交付できない可能性があることについてご了解願います。
- 他の補助金の対象経費として補助を受けていないものが本事業の対象です。

### III 交付申請手続き

原則、下記フロー図のとおり手続きをしていただきます。



補助金交付までの手続きとして

- ① 県へ事業計画書の提出（その後、県から国へ提出）
- ② 県からの内示（令和6年6月以降国の採択があり次第、速やかに実施）
- ③ 県へ交付申請書の提出
- ④ 県からの交付決定
- ⑤ 県へ実績報告書の提出
- ⑥ 県からの額の確定
- ⑦ 県への請求書の提出
- ⑧ 県からの補助金支払

を予定しておりますが、国の交付要綱が未定のため、**まずは①を先行して**行っていただきます。

#### 1 事業計画書の提出

##### ① 事業計画書受付期間

令和6年4月3日（水）～令和6年5月13日（月）

##### ② 提出書類

- ・事業計画書（県ホームページに掲載しているエクセルファイル）
- ・見積書等（写し）
- ・工事個所が分かる資料（例：既存の図面に工事内容等を記載したもの等）

\* 県 HP : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00216447.html>

### ③ 提出方法

メールによる提出のみ

\* 必ず電子メールにより提出をしてください。

\* データは、元のファイル形式（Excel データ等を PDF に変換しない）のまま提出してください。

### ④ 提出先

電子メールアドレス：[e0412003@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0412003@pref.wakayama.lg.jp)

## 2 事業の実施

県からの内示後、速やかに事業に着手するとともに、令和7年2月28日までに事業を完了してください。

\* 交付申請等の実施については、国の交付要綱が確定次第、速やかにご連絡いたします。

\* 事業計画書等の提出後、事業の中止、変更等をする場合は速やかに下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

## 3 お問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班

T E L : 073-441-2643（県の休日を除く 9:00～12:00、13:00～17:45）

F A X : 073-428-2325

MAIL : [e0412003@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0412003@pref.wakayama.lg.jp)